

第十二回特別弔慰金請求書類

リーフレットの【その他の条件】に当てはまる場合 ①②③共通

以下の条件に該当する場合は、リーフレット等で御案内の書類の他、次の書類提出が必要です。

1 請求者に成年後見人等がついているとき

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の登記事項証明書
※請求先は、成年後見人等の居住地（登記事項証明書に記載されている住所）です。
- 成年後見人等が団体（弁護士法人、司法書士法人等）の場合は、請求手続を行う方が団体職員であることが確認できる書類（例：職員証、職員宛の郵便物等）の提示（郵送で請求する場合は写しの添付）が必要です。
なお、手続きを行う方個人の本人確認書類は不要です。

2 請求者が令和7年4月1日（基準日）以降に死亡し、相続人が請求するとき

相続人であることを証する戸籍等として、下記の戸籍又は法定相続情報一覧図が必要です。

- 受給権者（被相続人）が基準日以降に死亡していることが確認できる戸籍
- 請求者（相続人）の請求時の戸籍
- 受給権者（被相続人）と請求者（相続人）との続柄がわかる戸籍
※審査の結果によっては、請求者よりも民法上先順位の相続人がいないことを確認できる戸籍が追加で必要となる場合があります。

3 請求者が戦没者の配偶者のとき

- 前回の特別弔慰金基準日（第十一回を受給した場合は令和2年4月1日）から令和7年3月31日の間の戸籍
- 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（様式3）
- 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者の相続人用）（様式4）

4 請求者の住民票の登録地以外で請求を希望するとき

- 理由書（都参考様式1）